

掛川市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成30年10月12日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

掛川市長 松 井 三 郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1 1 4 9 2	道神橋通り線支線	掛川字六軒町864-13 掛川字六軒町864-16	平成30年10月12日
1 1 4 9 3	南大門支線	成滝字南大門283-2 成滝字南大門283-3	平成30年10月12日
1 4 5 8 7	梅ヶ谷橋南方ノ橋線	上西郷字方ノ橋1093-20 上西郷字方ノ橋1093-10	平成30年10月12日
1 4 5 8 8	梅ヶ谷橋南方ノ橋支線	上西郷字方ノ橋1093-13 上西郷字方ノ橋1093-14	平成30年10月12日